

人事院行政文書管理規程の一部改正案（令和 7 年事務総長達甲第●号）

人事院行政文書管理規程（事務総長達甲第 2 号（平成 2 3 年 4 月 1 日））の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

※黄色部分は人事院独自の改正箇所

改正後	改正前
人事院行政文書管理規程	人事院行政文書管理規程
目次、第 1 章、第 2 章、第 3 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章（略）	目次、第 1 章、第 2 章、第 3 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章（略）
第 7 章 保存期間の延長、移管、廃棄 （保存期間が満了したときの措置） 第 2 1 条 （略） 2 （略） 3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第 1 項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。 <u>ただし、保存期間 3 年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜第 2 3 条第 2 項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。</u> （保存期間の延長） 第 2 2 条 （略） （移管又は廃棄） 第 2 3 条 （略）	第 7 章 保存期間の延長、移管、廃棄 （保存期間が満了したときの措置） 第 2 1 条 （略） 2 （略） 3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第 1 項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。 （保存期間の延長） 第 2 2 条 （略） （移管又は廃棄） 第 2 3 条 （略）
第 8 章、第 9 章（略）	第 8 章、第 9 章（略）
第 1 0 章 秘密文書等の管理 （特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理） 第 2 9 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この規程に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び特定秘密の保護措置に関する規程（令和元年事務総長達乙第 1 9 号）に基づき管理するものとする。 また、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 2 7 号）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この規程に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 2 6 号）及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 3 1 日閣議決定）に基づき管理するものとする。	第 1 0 章 秘密文書等の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 2 9 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この規程に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた特定秘密の保護措置に関する規程（令和元年事務総長達乙第 1 9 号）に基づき管理するものとする。 （特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管

（特定秘密又は<u>重要経済安保情報</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理） 第 3 0 条 特定秘密又は<u>重要経済安保情報</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は<u>重要経済安保情報</u>を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定する。 一、二 （略） 2 ～ 1 1 （略） 第 1 1 章 （略）	理） 第 3 0 条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定する。 一、二 （略） 2 ～ 1 1 （略） 第 1 1 章 （略）
--	---

改正後

別表第 1 行政文書の保存期間基準					
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存 期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1、2 (略)					
3	人事院規則 の制定又は 改廃及びそ の経緯	(1)～(3) (略)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書 (一の項 ト)	20 年	・ 官報
		(5) (略)			
4～10 (略)					
その他の事項					
11	公示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1) 公 示 の 立 案 の 検 討 そ の 他 の 重 要 な 経 緯 (1 の項 から 10 の 項 ま で に 掲 げ る も の を 除 く。)	①～④ (略)		
			⑤官報公示に関する文書 (二十 の項ハ)	10 年	・ 官報
		(2) (略)			
12～23 (略)					
備考 (略)					

別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 基本的考え方
（略）
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
1 の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断につい
ては、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものと
する。
(1)～(3) （略）
(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書
特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第 2 に定めるもののほか、特定秘密の保護に関す

改正前

別表第 1 行政文書の保存期間基準					
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存 期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1、2 (略)					
3	人事院規則 の制定又は 改廃及びそ の経緯	(1)～(3) (略)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書 (一の項 ト)	20 年	・ 官報の写し
		(5) (略)			
4～10 (略)					
その他の事項					
11	公示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1) 公 示 の 立 案 の 検 討 そ の 他 の 重 要 な 経 緯 (1 の項 から 10 の 項 ま で に 掲 げ る も の を 除 く。)	①～④ (略)		
			⑤官報公示に関する文書 (二十 の項ハ)	10 年	・ 官報の写し
		(2) (略)			
12～23 (略)					
備考 (略)					

別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 基本的考え方
（略）
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
1 の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断につい
ては、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものと
する。
(1)～(3) （略）
(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書
特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第 2 に定めるもののほか、特定秘密の保護に関す

る法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 <u>また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適格事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> (5)～(6) (略)	る法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 (5)～(6) (略)
---	--

附 則
(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10章、別表第2の重要経済安保情報に係る規定については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の施行の日（令和7年5月16日）から施行する。